

令和6年度 認知症初期集中支援推進事業実施要項（抜粋）

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

2 認知症初期集中支援チームとは

複数の専門家が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「支援対象者」という。）及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

3 根拠法令

介護保険法 地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）
認知症総合支援事業（介護保険法第115条の4第2項第6号）

4 事業目標

- (1) 認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活継続のためのサポートを行う。
- (2) 多くの市民や関係機関に対して積極的に周知し、早期に適切で効果的な支援が行える体制を構築する。

5 認知症初期集中支援チーム員

地域包括支援センター職員 9名

チーム員医師 認知症疾患医療センター 兼行医師

6 対象

支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する人。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している人
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない人
 - ウ 適切な介護保険サービスに結びついていない人
 - エ 診断されたが介護サービスが中断している人
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理状態が顕著なため、対応に苦慮している人

7 支援対象者の把握方法

本人・家族・近隣住民・民生委員からの相談、関係機関からの相談・紹介等

8 事業内容

- (1) 普及啓発の推進
 - ア チラシの作成・配布
 - イ ホームページ掲載、エントランスデジタル掲示板掲載
 - ウ 関係機関への連携強化
- (2) 認知症初期集中支援の実施
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 情報収集
 - ウ 初回家庭訪問の実施
 - エ アセスメント
 - オ チーム員会議の開催
 - カ 初期集中支援の実施
 - キ チームでの訪問活動等における関係機関等との連携

ク 初期集中支援の終了とその後のモニタリング

ケ 初期集中支援に関する記録

(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会に兼ねて設置する。

認知症初期集中支援チーム検討委員会は毎年度2回開催し、検討委員会は、支援チームの活動に関すること、認知症初期集中支援における関係機関又は関係団体との連携に関すること、その他支援チームの活動について必要な事項に関する事項について検討を行う。

9 事業評価方法

- (1) 国立長寿医療研究センター作成の実績報告プログラムを使用
(対応件数、医療・介護サービスへの引き継ぎ件数等)
- (2) 認知症初期集中支援計画における目標達成率
- (3) ホームページやチラシ等の周知による相談件数